

## 車イス用軽自動車貸出のご案内

市内に居住する歩行が困難な高齢及び障がいのある方に、車イス用軽自動車の貸し出しをして、外出の支援を行います。



1. 利用対象者  
高齢、障がいのある方で車イスでの移動が必要な方。  
年齢、障がいの程度の制限はありません。  
ケガなどによる一時的な障がいの場合も利用できます。
2. 運転者  
利用者の家族の方で、普通自動車免許取得後3年以上の方。
3. 利用目的  
通院、入退院のほか、その他の外出に利用できます。
4. 利用地域  
原則として、市内及び近隣の市町地域とします。(それ以外の地域はご相談ください。)
5. 利用期間  
原則1日とします。ただし、特段の事情がある場合は、3日まで延長することができます。  
また、土曜日、日曜日及び祝日をはさんでの利用もできます。
6. 利用回数  
月2回以内とします。
7. 借受・返却  
平日の午前8時30分から午後5時までとします。(年末年始を除きます。)
8. 利用料  
無料とします。ただし、使用した燃料を補充して返却してください。  
(給油伝票を提出してください。)  
～満タン貸しの満タン返し～(返却時にお近くのスタンドで満タン給油をお願いします。)
9. 利用申込  
①利用日の2ヶ月前から利用申込書(様式第1号)に所要事項を記載し、運転者の運転免許証の写しを添えて、社会福祉協議会へお申し込みください。先着順で受付となります。  
②内容を審査し利用承認・不承認通知書(様式第2号)をお渡しします。
10. 遵守事項  
①交通法規を遵守し、安全運転に努めること。  
②利用中の事故及び車輛に対する損害については、利用者及び運転者が全責任を負うこと。  
③自動車損害賠償保険が適用されない一切の費用は、利用者及び運転者が負担すること。  
④利用条件の変更(利用日時や運転者の変更等)がある場合は、速やかに連絡すること。  
⑤利用後は、利用報告書(様式第3号)に所要事項を記載し、清掃して返却すること。
11. ご利用を制限する場合があります。  
①営利もしくは転貸を目的としたとき。  
②運転者が、交通法規により運転を制限されているとき。  
③福祉車輛が修理・点検等で利用ができないとき。  
④その他会長が利用を不相当と認めたとき。  
※申込以後に、車輛が事故等により貸出できない場合の代替は一切ご用意できませんので、予めご了承ください。

●利用申込・ご不明なことについては、下記までお問い合わせください。●

社会福祉法人 白石市社会福祉協議会  
白石市福岡蔵本字茶園62-1 (白石市総合福祉センター内)  
電話 0224-22-5210  
Fax 0224-22-1571